

## 協議事項(1) 義務教育学校の通学方法について

義務教育学校の通学方法を決める。

## 【検討項目】

- ・1年生から6年生の通学方法について
- ・7年生から9年生の通学方法について

## ○教育委員会の考え

|                 | 1年生～6年生                | 7年生～9年生                |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| ①原則             | ・徒歩                    | ・徒歩                    |
| ②自転車通学を希望する生徒   | —                      | ・自転車<br>(距離制限なし★)      |
| ③旧上川底、岩屋、郷山小学校区 | ・スクールバス<br>(市バス活用)     | *市バス(補助)               |
| ④小規模特認校制度の児童生徒  | ・保護者の負担と責任<br>*市バス(補助) | ・保護者の負担と責任<br>*市バス(補助) |

\*市バス(補助)・・・小規模特認校制度利用による特例措置

★教育部会の協議結果(距離制限はなくして良い)を、中学校長会にて再協議し、再編後の校則に反映させていく。

## 【学校再編にむけて】

- ・義務教育学校の時間割は、市バスに合わせたものとなるよう、教育部会で検討する
- ・今後導入予定のスクールバスを臨時バスとして活用できるよう検討する

## 協議事項(2) 新設中学校の通学方法について

新設中学校の通学方法を決める。

## 【検討項目】

- ・通学方法について
- ・スクールバスおよび市バスの許可基準について

## ○教育委員会の考え

|               | 1年生～3年生   | 備考                       |
|---------------|-----------|--------------------------|
| ①原則           | ・徒歩       |                          |
| ②自転車通学を希望する生徒 | ・自転車      | 距離制限なし★                  |
| ③6km以上        | ・専用スクールバス | 行政区による指定ではなく、実距離での許可とする。 |
| ④角田中学校区       | ・専用スクールバス |                          |

★教育部会の協議結果(距離制限はなくして良い)を、中学校長会にて再協議し、再編後の校則に反映させていく。

|                            |
|----------------------------|
| 協議事項(3) 中学校のスクールバスの運行等について |
|----------------------------|

中学校のスクールバスの運行等について方向性を決める。

1. 登校の便数

⇒始業時刻にあわせた1便

| 運行時刻(例) |      |      |
|---------|------|------|
| 出発時刻    | 到着時刻 | 始業時刻 |
|         | 7:55 | 8:05 |

2. 下校の便数

⇒終業時刻にあわせた1便、部活終了にあわせた1便 計2便  
(各部活の終了時刻(完全下校)をそろえる。)

| 運行時刻(例) |       |      |
|---------|-------|------|
|         | 終業時刻  | 到着時刻 |
| 下校1     |       |      |
| 下校2(部活) | 18:30 |      |

3. 行事等への対応(夏休みの登校日、補充授業など含む)

・運動会、授業参観(学校全体の行事)

⇒スクールバスの運行時間の調整

・宿泊体験、修学旅行、学年参観(一部の学年のみの変更)

⇒スクールバスの運行時間の調整

・委員会活動、居残り学習(一部の生徒のみの変更)

⇒一部生徒のみが対象となる学校の活動はおこなわないよう検討をすすめる

4. 災害時の登下校

⇒委託会社と密に連絡をとり、安全な運行をおこなう

⇒保護者への連絡は現在の連絡体制を考慮し、再編にむけて検討

5. 土日、長期休暇時の部活への対応

⇒部活動は土曜日のみ

⇒休日部活動の地域移行の状況をみながら、対応を検討

## 6. 運行ルート・停留所

- ⇒基本ルート・停留所を定める
- ⇒小学校、公民館、などの公共施設を基本とするが、企業、個人宅なども想定
- ⇒生徒の居住地の近くにあわせた、毎年のルートや停留所の変更はおこなわない
- ⇒利用する生徒や道路事情等による、ルートや運行時刻変更の必要性は毎年度確認
- ⇒駅・公民館などなるべく雨よけのある場所を検討する

## 7. 停留所までは

- ⇒個別登校
- ⇒停留所に自転車で来ることを可能とする

## 8. 添乗員

- ⇒同乗しない

## 9. その他

- ・専用スクールバスは無料。
- ・小学生と中学生は混乗しない。(今後の児童生徒数の推移により変更の可能性あり)
- ・自転車か専用スクールバスかの選択、申請は毎年度おこなう。
- ・体調や気候による自由な乗降、また異なる停留所での乗降はできない。
- ・中学生について、乗遅れは待たない。
- ・中学生には自身の行動に責任をもってもらいたいため、スクールバスに乗遅れた場合は生徒自身により保護者へ連絡し、保護者より学校へ連絡、各家庭の責任において登校とする。
- ・早退は現況通り各家庭にて対応。
- ・停留所、通学路等について地域での見守りをしていただけるようお願いをしていく。
- ・専用スクールバス通学に対し、不安を感じる生徒へのケアについて事前に協議。
- ・乗遅れ常習化に対しては学校と家庭の連携などによる対応を事前に協議。